

## 一次ルール／二次ルール

[英] primary rules/secondary rules

イギリスの法理学者H. L. A. ハート Herbert Lionel Adolphus Hart が主著『法の概念』において提出した議論。彼によれば、すべての法は責務 (obligation) を課すルールを出発点にしている。複雑な法は、これを一次ルールとし、それに言及するかたちで一連の二次ルール (承認, 変更, 裁定のルール) が付け加わったものである。法の根拠は、外的な強制力のように、法に外在する実体ではない。また、道徳でもない。法はそれ自身を根拠にして、従われているゲームである。このような法のモデルは、慣習法にもとづく英米法の体系はもちろん、未開法や多くの伝統社会の法を、共通の枠組みで記述することができる。近代法を、「一次ルールと二次ルールの結合」と理解するハートの議論は、法理論のみならず、現代英米哲学・思想界に大きな影響を与えた。

◎橋爪大三郎

【関連項目】 法

【主要文献】 H. L. A. Hart, *The Concept of Law*, Clarendon Press, 1961 (ハート著/矢崎光圀監訳『法の概念』みすず書房, 1976). 橋爪大三郎『言語ゲームと社会理論』勁草書房, 1985.

## 構造主義人類学

[仏] anthropologie structurale

フランスの人類学者・思想家C. レヴィ＝ストロース Claude Lévi-Strauss が創始した人類学。構造人類学ともいう。彼は『親族の基本構造』(1949), 『神話論理』4巻(1964-71)を著し、当時主流であった英米系の機能主義人類学と異なる立場を確立した。機能主義 (functionalism) も構造主義も、さまざまな要素の相互連関ないしシステムを重視する点は、共通である。異なるのは、機能主義が、親族組織/儀礼/経済/政治/……などの関係を、ある社会の内部の相互連関 (機能連関) として理解するのに対し、構造主義は、そうした表層的な連関の背後にひそむ〈構造〉に注目する点。〈構造〉は、当の社会の人びとにも意識されておらず、さまざまな社会を比較するなかから、構造主義独特の手法によって浮き彫りになるという。この着眼は、人類学のほか、哲学、記号学、社会学、文学批評、芸術論、政治学といったさまざまな領域に影響を与えた。

◎橋爪大三郎

【関連項目】 機能主義, 構造主義, レヴィ＝ストロース, C.

【主要文献】 C. Lévi-Strauss, *Les structures élémentaires de la parenté*, P. U. F., 1949 (レヴィ＝ストロース著/馬淵東一監訳『親族の基本構造』番町書房, 1977-78).

## 構造主義

[仏] structuralisme

1950年代以降, C. レヴィ＝ストロース Claude Lévi-Strauss, M. フーコー Michel Foucault, L. アルチュセール Louis Althusser, J. ラカン Jacques Lacan らによってフランスを舞台に創唱された, 現代思想上の運動。

構造主義の直接の源泉は, ソシュール Ferdinand de Saussure 言語学の流れをくむR. ヤコブソン Roman Jakobson の音韻論など, 言語現象や人間の精神現象を, 二項対立などの数学的な構造によって理解しようとする方法である。人類学者のレヴィ＝ストロースはこれを, 未開社会の親族や神話のシステムに適用し, そこに現代数学のものと同型の構造が隠されていたことを発見した。これは, 西欧と異なるもうひとつの理性的な思考, すなわち野生の思考である。ここに, 西欧中心主義的な近代思想を相対化する, 構造主義の可能性が開かれた。

歴史学者のフーコーは, 西欧的な理性が歴史的に形成される系譜を実証的にあつづけ, それが監視や監禁などにもとづく, ある時代の制度にほかならないことを論証した。哲学者のアルチュセールは, マルクス主義の決定論を相対化する「重層的決定」のアイデアによって, マルクス Karl Marx の思想を再生させることを試みた。精神分析のラカンは, 精神の表層 (理性) の深部にひそむダイナミズムを, 構造のアイデアによって描述しようとした。これらの動きが, イデオロギー対立の閉塞状況を突破する, 構造主義の太い流れとなった。

構造主義が常識となるにつれ, それをさらに克服しようとする, ポスト構造主義の動きが起こった。J. デリダ Jacques Derrida, G. ドゥルーズ Gilles Deleuze, F. ガタリ Félix Guattari, J.-F. リオタール Jean-François Lyotard, J. クリステヴァ Julia Kristeva らがその代表的論者である。ポスト構造主義は, 構造主義のいう構造が静的であると批判し, 人間や社会のダイナミズムをとらえる生成的なシステム概念に抛らんとした。

構造主義は, 西欧近代文明が全地球的な拡がりをもった時代に対応する思想として, いまもなお十分に有効であると考えられる。◎橋爪大三郎

【関連項目】 アルチュセール, L., クリステヴァ, J., 親族, 神話, デリダ, J., フーコー, M., ポスト構造主義, マルクス, K., マルクス主義, 未開社会, ラカン, J.

【主要文献】 C. Lévi-Strauss, *La pensée sauvage*, Paris; Plon, 1962 (レヴィ＝ストロース著/大橋保夫訳『野生の思考』みすず書房, 1976). 橋爪大三郎『はじめての構造主義』講談社現代新書, 1988.

## 大乘仏教／小乗仏教

釈尊 (釈迦牟尼世尊) を仏陀と信奉する出家者集団は, サンガ (僧伽) を営んでいたが, まもなく上座部, 大衆部, 説一切有部などの思想的グループ (部派) にわかれた。これを部派仏教という。上座部はスリランカに南伝し, 小乗仏教として今日に伝わる。いっぽう仏滅後数百年を経て, 菩薩を自称する在家信者の一団が現れ, 仏塔を拠点に成仏をめざす修行 (波羅蜜行) を行なった。小乗とは, 自らの覚りを第一に考え衆生の覚りを後回しにすることを非難する意味の, 大乘仏教の側からの蔑称である。大乘教団は最初, 般若経系のテキストを編み出したが, やがて浄土経, 華嚴経, 法華経によるグループを派出し, 最後に密教経典をうみだした。小乗と大乘, また大乘の各グループのあいだには抗争関係があったらしいが, のちには大小兼学の寺院も多く現れている。

仏教はインドでは, 最終的にヒンドゥー教に吸収され消滅してしまっていたが, 中央アジアを経由して東アジアには大乘仏教が伝播し, 今日まで存続している。中国では天台宗, 禅宗, 日本では浄土真宗, 日蓮宗など, 独自の宗派が新たに生まれた。

小乗仏教は, 経・律・論の三蔵をそなえているが, 大乘仏教は出家修行の優位を否定した関係から, 経ならびに論のみで, 律蔵を欠いている。そして, 小乗・大乘の仏典が相前後して中国に伝来したため, 東アジアの大乘仏教は原則として, 小乗の具足戒 (二百五十戒) を採用することになった。

小乗経典と大乘経典を, 中国の僧侶たちはともに釈尊ひとりの説いたもの (仏説) と信じ, その内容の差異は説法の時期の違いによると考えた。たとえば, 天台の五時教判説はその代表である。それに対して江戸時代に富永仲基は大乘非仏説を唱え, 明治以降には Sanskrit 原典の研究も伝えられて, 大乘経典が後世の創出であることは学界の通説となっている。◎橋爪大三郎

## レヴィ＝ストロース, C.

Lévi-Strauss, Claude 1908～

フランスの人類学者・思想家。構造主義の創始者。ソルボンヌ大学で哲学を学び, サルトル Jean-Paul Sartre, メルロ＝ポンティ Maurice Merleau-Ponty らと交流する。人類学に転じ, ブラジルで原住民を調査。第2次大戦に動員され, 降伏後兵役解除。ユダヤ系のためアメリカに亡命し, ニューヨークでR. ヤコブソン Roman Jakobson と知り合う。彼を通じてソシュール Ferdinand de Saussure の言語学を知り, 構造人類学の方法を着想する。『親族の基本構造』(1949), 『悲しき熱帯』(1955), 『構造人類学』(1958)により, 新思潮・構造主義 (structuralism) のリーダーとしてフランスの知識界に迎えられ。親族に続けて神話研究に着手し, 『野生の思考』(1962), 主著『神話論理』全4巻(1964-71)を発表する。西欧文明が人類文化のなかで特権的な位置を占めると考える理由はないという, 脱・自民族中心主義の認識は, 現代社会の共有財産となった。その影響は, ポスト構造主義はもちろん, 広汎な分野に及んでいる。◎橋爪大三郎

【関連項目】 エスノセントリズム, 構造主義, 構造主義人類学, サルトル, J.-P., 親族, 神話, ポスト構造主義, メルロ＝ポンティ, M.

【主要文献】 橋爪大三郎『はじめての構造主義』講談社現代新書, 1988.

法  
[英] law [独] Recht [仏] droit

法は、ある社会において、一定の強制力をそなえた行為規範である。すべての行為は法に照らして、妥当である(合法)か妥当でない(不法)かに類別される。

法の強制力は、近代社会ではもっとも典型的には、警察や司法のような国家権力によって実質化されている。けれども、それはむしろ特殊で派生的なかたちであり、法のもっとも原型的なあり方では、人びとが相互に非難しあう集合的な圧力だったと考えるべきだろう。人びとは法がやぶられたことを知って、法を守るために行動する。社会の成員一人ひとりが法を守る主体的な能力をそなえていることが、法を成立させている。

法は規則(ルール)の一種である。ゆえに法は、違反をまぬかれないが、そのことによって真に脅かされるわけではない。社会学者のN. ルーマン Niklas Luhmann は、人間の予期を、規範的予期/認知的予期に区別した。法のもとで、各人は、相手がこう行為するであろうと予期する。それが裏切られても、予期を変更しない場合が、規範的予期である。法は、あるべき社会秩序についての信念を表現している。

文明が発展すると、法は、権力者(王)の命令というかたちに転化した。そして、法典として記録されるようになった。法を意図的に変更し創造する可能性が開かれた。

このかたちを借りて、宗教法という注目すべき形態があらわれた。ユダヤ教、イスラーム教は、神の命令というかたちで社会生活に関する行為規範を詳細に構成する。法の遵守は神に対する義務として意味づけられる。ユダヤ法、イスラーム法は、聖典(トーラー、コーラン)の正統な解釈の、組織的で膨大な体系を築きあげた。

キリスト教は、ユダヤ教の律法(宗教法)を否定し、独自の宗教法を持たなかった。そのため、世俗法(ローマ法、のちのゲルマン法、近代法)と、教会(信仰)とが並立する二元的な体制をとることになった。聖典にもとづく神の法が変更できないのに対し、世俗法は人がつくったものであるから、変更(立法)可能である。ここに、世俗法の背後に神の摂理(自然法)があるという思想や、議会による立法という発想が生まれてくる。

西欧の法体系のダイナミズムを、より広い枠組みから理論的に位置づけた業績として、H. L. A. ハート Herbert Lionel Adolphus Hart の『法の概念』が重要である。ハートは、発展した法の体系を、承認・裁定・変更のルールの複合として描く。これは、三権分立を原則とする西欧民主主義の法体系と、重なりあいながらも微妙にずれ、非西欧社会の法体系とも比較可能な、法の一般的記述になっている。

法に隣接する領域として、道徳がある。道徳も行為規範であるが、その違反は倫理的な非難をまねくだけで、法の場合のような強制力は働かない。正統性や正義も、法に関連する重要な観念である。不道徳な法、不正な法がありうることから、道徳や正義は法と一致しない。法を正義の観点から批判する可能性を示す業績として、J. ロールズ John Bordley Rawls の『正義論』があげられる。

法の支配(rule of law)は、西欧民主主義にとって本質的な概念である。法の支配は、人の支配(専制や独裁)と対立する。法の支配のもとでは、権力者も法に従わなければならない。権力者は法が授権するかぎりで権限をふるうことができるにすぎない。人びとは、権力者の不法行為を、法の名のもとに非難・追及することができる。法を神聖視する感覚が、法の支配の原則を支えている。

◎橋爪大三郎

【関連項目】イスラーム(教)、教会、キリスト教、コーラン(クルアーン)、三権分立、自然法、シャリーア、正義、正当性、ユダヤ教、ルーマン、N., ロールズ、J.

【主要文献】H. L. A. Hart, *The Concept of Law*, Clarendon Press, 1961 (ハート著/矢崎光圀監訳『法の概念』みすず書房, 1976). John Rawls, *A Theory of Justice*, Harvard Univ. Press, 1971 (ロールズ著/矢島鈞次監訳『正義論』紀伊國屋書店, 1979). Niklas Luhmann, *Rechtssoziologie*, Rowohlt Taschenbuch Verlag GmbH, 1972 (ルーマン著/村上淳一・六本佳平訳『法社会学』岩波書店, 1977).

のよし

『現代』第34巻第5号(2000年5月号)

識者50人が選んだ新世代の旗手200人

(各ジャンルとも推  
薦者の五十音順)

政治・地方自治・国際・外交・防衛など

橋爪大三郎(東京工業大学大学院社会工学研究科教授)政治の部門で橋爪氏を推薦するということには、ご本人を含む誰もが、きつと驚かれると思います。橋爪氏は学者であって、政治家ではありません。私の知る限り、政治家になる方もおられます。彼において、ラディカルであることと、非常に豊かな力を発揮するだろうと確信しております。彼において、ラディカルであることと、現実主義的であることが、みごとに統合されておられます。ラディカルを言うことでも、全然、現実化可能な具体性をもったものにはまずそれを特定できません。逆に、現実主義者だけども、問題を根本から捉えなおす想像力のない人のいずれかに分かれる中、彼のような人はまれだと思います。彼に、たとえ文部大臣をやってももらえれば、日本の学校教育は、そうとうまじなものになるでしょう。【大澤真幸】